

総会議事録

1. 総会の種類 平成31年度臨時総会
2. 招集年月日 令和元年10月29日
3. 開催日時 令和元年11月28日(木)午後2時00分
4. 開催場所 仙台市宮城野区榴岡5-6-51
ホテル『メルパルク仙台』2階ソールの間
5. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその方法
理事の数 12名 内出席理事 12名(議場に出席)
監事の数 2名 内出席監事 2名(議場に出席)
6. 組合員総数 67名
7. 出席組合員数 67名(内訳:本人出席42名、委任状出席15名、
書面出席10名、欠席0名)
8. 出席理事の氏名
高橋一則、柳 漢成、桜井 真、杉本信夫、永山恵治、山内清司
伊藤樹里、跡治志郎、田代史孝、田苗幸治、橘 明、柏木信耶
9. 出席監事の氏名 門田祐也、柳成 浩
10. 議長の氏名 堀内幸男
11. 議事録作成に係る職務を行った理事の氏名 杉本信夫
12. 総会開催及び議長の選任

定刻、事務局次長・堤友巳の司会により、柳副理事長が開会を宣言し、続いて杉本専務理事より出席組合員数の報告があり、本臨時総会は法定数を満たし適法に成立する旨を告げた。

次に、高橋理事長が開会の挨拶を行う。

次に、司会者が議長選任方法を諮ったところ、司会者一任の会場同意により、司会者は議長に(有)サンシステムの堀内幸男氏、副議長に三栄実業(株)の高橋聡氏、並びに(株)フォレストの林義信氏兩名を指名し満場一致をもって選任され、三氏は早速議長席に着き、議案の審議に入る。

13. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第1号議案 新規組合加入規約の一部改正に関する件

議長、第1号議案を上程し、理事長 高橋一則氏より詳細に説明させた後、質疑がない事を確認し、議場に採決を諮ったところ、賛成多数により、原案どおり可決確定した。

第2号議案 政治献金に関する件

議長、第2号議案を上程し、理事長 高橋一則氏より詳細に説明させた後、次のとおり、質疑応答がなされた。

(株関実・菅野氏)

中小企業等協同組合法に「組合は特定の政治に関与してはならない。」と規定されており、組合のビジネスに宗教と政治は入れてはならない。また、組合の資金を一部の者が勝手に流用した場合、商法上の特別背任となる可能性がある。このような活動は、組合組織ではなく個人で個人の金でやるべきものであり、業界の流れにお付き合いをする必要はないと思うが如何か。

(高橋理事長)

そもそも今の業界はどうかと考えますと、最盛期のピーク時から3分の1に衰退し、はっきり言ってこのまま行ったら、この業界は無くなります。今回、これを立ち上げこの話をする方の思いと言うものは、IR法案の踏み台にされている我々は、536万人の依存症の人間が絡んでいると言う根も葉もない根拠に、3分の1の出玉にされ、おまけに国の制度まで変わって、昔は産業省で良かったものが内閣官房と、我々の監督官庁も政治家の顔ぶれを見ながら仕事をしています。このまま座して死ぬのか。このまま死を待つのかと言うことから、今回の形となっています。勿論、保通協の通過率も関わっており、今のルールに合わせる機械が出てきたら、もう客が離れて行ってしまいうのが目に見えている状況です。

当然、組合と政治活動は切り離していくことが前提ですが、それでも我々が出来ることで1%の可能性でもあればやろうじゃないか。と言うことで始まった話です。ですから、今回組合で表向きに活動しなかった方も、個社個人で相当動かされたと言うことであつたと思います。

私の考えとしては、「業界の一員としての責任」それを果たすことだと言うことです。

(株関実・菅野氏)

理事長は今回の件で、どの程度責任を感じているのか。

(高橋理事長)

業界の一員として、やらなければならないと責任を感じています。また、今回の一連の対応の中で、皆さんに不安を与えたことに責任を感じております。

(株オラクル・熊谷氏)

このことが5月の総会で問題になり、あれから7か月まだ解決しない。その間何をしてきたのか、何故解決できないのかを聞きたい。また、事前に協議することが大切であるが、高橋理事長になってから変わったと聞く。部会で話し合つて部会の理事が理事会で提議し解決してきたが、最近では180度変わって、理事

会で決めて部会に降ろされる。長たる者は自分が責任を持つ、180万円は自分が責任を持つ気概がないとリーダーとして引っ張っていくことが出来ないと感じるが如何か。

(堀内議長)

機械部会では本議案を了解していたと思う。あえて再度この臨時総会の場に諮ったものではないか。

(桜井副理事長(機械部会長))

部会の意見が理事会に上がらないと言うことは違う。今回の件も部会でしっかり揉んで理事会に諮っている流れがあるので、誤解のないように願いたい。

(株)マルエス総業・大久保氏)

判断材料として、第2号議案2の案1と案2の中小企業等組合法第5条3項に「特定の政党のために利用してはならない」とされているのに対し「それが適法で・・・」の『適法』について、詳しく説明して欲しい。同様に「遊技業界の一員としての儀礼を果たすために・・・」の『儀礼』、業界の儀礼的行為とは何にか。また、これまで儀礼的なことの前例があったか。

(山村顧問)

自分の感じていることを申し上げますと、全日遊連、日工組、日電協など、中小企業等組合法に基づく法人は、同法第5条3項に「特定の政党のために利用してはならない」と規定され、政治活動が禁止されているのですが、合法的に政治活動ができるように、尾立源幸後援会と全日本遊技機産業政治連盟が設立されたと思います。なお、一般社団法人である日遊協や同友会、PCSA、余暇進は、目的達成に必要な限度で政治活動が認めれているものです。

(高橋理事長)

儀礼的なお付き合いは、これまで私の知り得る限り無かったと思います。

今回、21世紀会業界14団体で決まった、「応援します。」といった約束、この業界の一員の約束が儀礼を示します。

続いて議長、第2号議案の1.を諮ったところ、次のとおり、質疑応答がなされた。

(株)関実・菅野氏)

この議案の設問そのものが偏っており問題があり、これから選ぶのは乱暴ではないか。

(堀内議長)

案1、案2以外に案があれば、緊急議案としてお受けします。定款第32条に基づき、書面・代理人を除く本人出席者の3分の2以上で可決されます。

(株)関実・菅野氏)

これは、理事長個人の責任である。

(堀内議長)

それでは、第1案、第2案に第3案「理事長が全額180万円を負担する。」を加えるかどうかの採決を取りたいと思います。

(株オラクル・熊谷氏)

もっと良い方法があるかも知れないので、時間をかけてもう一度やった方が良いと思うが。

(堀内議長)

今日の臨時総会の趣旨は、機械部会でも話してきたはずで、あえて皆さんの判断を受けるため開催したものですので、今日採決した方が良いと思いますが、皆さんどうですか。(拍手賛成多数で) それでは進めます。

議長、緊急議案「第2号議案1.の案1、案2以外に案3として、『理事長が全額180万円を負担する。』を加えることについて」を諮り起立を求め、表決の結果、案3を「加える」に賛成1名、「加えない」に賛成が33名で、「加える」に賛成が3分の2を超えなかったため、否決された。

議長、改めて第2号議案の1.「組合が立替している、『おだち源幸』政治献金180万円の措置について」を諮り起立を求めたところ、

案1「組合が50万円を負担し、役員が130万円を負担するものとする。」に賛成が、会場0名、書面1名 計1名

案2「組合が全額負担するものとする。」に賛成が、会場40名、書面8名 計48名

以上により、案2「組合が全額負担するものとする。」が過半数(34名)以上で可決された。

次に、議長、第2号議案の2.を諮ったところ、次のとおり、質疑応答がなされた。

(株関実・菅野氏)

これは設問自体がお粗末、もっと多くの例題をつくってやるのであれば分かるが、協同組合の根幹にかかわることなので、時間をかけて次の総会でやるのが良いと思うが如何か。

(堀内議長)

第2号議案の2.について、急がなくても良いのでは、次回の総会ではの意見ですが、その他意見のある方はいないか。それでは、今日ここでやるか、次回総会に持ち越すかを決めたいと思います。

(株オラクル・熊谷氏)

法律にも関わることなので、急がなくても良いのではないか。

(高橋理事長)

通常総会に政治を絡めて欲しくない。十分時間もあつたと思う、せつかくの貴重な時間なので、この場で決めて欲しい。

(榎関実・菅野氏)

組合の将来に影響を与える重要な問題であるから、十分考えていただき、専門家も呼んで、十分な時間を取る必要がある。

(榎サントラスト・寺崎氏)

組合員として、執行部、理事長を信用しているし、法律に触れないようにジャッジしていると思っている。業界全体の流れについて行って貰いたいと思っているので、先延ばしをしないで、今日総意を確認した方がよい。

(サミー榎仙台支店・田代氏)

新台部は十分時間を持って話し合った中で臨んでおり、問題ないので今日決めて欲しい。

(堀内議長)

それでは表決を取りたいと思います。今日ここで決めることに賛成の方、どうでしょうか。(拍手賛成多数で) 予定どおり議事を進行します。

議長、改めて第2号議案の2「今後の政治献金への組合の対応方針について」を諮り起立を求めたところ、

案1「当組合は、組合の基準原則である中小企業等協同組合法第5条第3項の『組合は、特定の政党のために利用してはならない。』を遵守し、極力政治活動には関わらないものとするが、業界全体で行う政治献金については、それが適法で業界全体から要請があった場合、遊技業界の一員としての儀礼を果たすためにやむを得ないものと判断される場合は、総会(書面決議)の承認を受け献金することができるものとする。」に賛成が、会場14名、書面2名、計16名

案2「当組合は、組合の基準原則である中小企業等協同組合法第5条第3項の『組合は、特定の政党のために利用してはならない。』を遵守し、極力政治活動には関わらないものとするが、業界全体で行う政治献金については、それが適法で業界全体から要請があった場合、遊技業界の一員としての儀礼を果たすためにやむを得ないものと判断される場合は、理事会の承認を受け献金することができるものとする。」に賛成が、会場30名、書面4名、計34名

案3「当組合は、組合の基準原則である中小企業等協同組合法第5条第3項の『組合は、特定の政党のために利用してはならない。』を遵守し、政治活動に

は一切関わらないものとし、政治献金についても同様とする。」に賛成が、会場 3 名、書面 4 名、計 7 名

以上により、案 2「当組合は、組合の基準原則である中小企業等協同組合法第 5 条第 3 項の『組合は、特定の政党のために利用してはならない。』を遵守し、極力政治活動には関わらないものとするが、業界全体で行う政治献金については、それが適法で業界全体から要請があった場合、遊技業界の一員としての儀礼を果たすためにやむを得ないものと判断される場合は、理事会の承認を受け献金することができるものとする。」が過半数（34 名）以上で可決された。

その後、次のとおり質疑応答があった。

(株)関実・菅野氏)

協同組合法に政治活動はダメと言う決まりがある中で、こう言うことを採決すること自体が法律的にどうかと言う問題があることを指摘しておく。また、この問題について、何かあれば定時総会で問題提起させて貰う。

(株)マルエス総業・大久保氏)

今日のことは、定款等に記録として残るのか。

(千葉事務局長)

定款への入れ込みについて中央会に確認したところ、今までに例をみないとのことで、一般的に馴染まないとの意見を頂いております。

また、規約・規程への入れ込みが考えられますが、実情として、この内容の入れ込みが可能な、既存の規約・規程が存在せず、難しい状況であることをご理解願います。

なお、今回の議決事項は、当然、臨時総会議事録として永年保管されますし、一定期間ですが組合ホームページにも掲載され、みなさんに公開されることとなります。また、この結果を後日、全組合員に改めて公式文書として発出させていただきます。

議長、これをもって本臨時総会の議事を全部終了したので、午後 3 時 55 分、閉会を宣す。